

ITコーディネータ沖縄会則

第1章 総則

第1条 (名称)

本会を「ITコーディネータ沖縄」(略称：ITC 沖縄) と称する。以下『本会』という。

第2条 (事務所)

本会は、主たる事務所を沖縄県那覇市におく。

第2章 目的及び事業

第3条 (目的)

(1) 本会は、沖縄県において、高度な技術と豊富な経験をもつ会員相互の協力により、県内におけるITコーディネータ制度の普及、その育成、実務能力の維持向上を図り、情報技術を活用する幅広い分野において、調査研究および教育普及活動を行い、次世代人材の育成に寄与することを目的とする。

(2) 「経営とITの橋渡し役としてのITコーディネータ」としての自覚を持ち、県内中小企業のIT経営による競争力の強化、イノベーション、IT利活用の促進を支援する。

第4条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を実施する。

- (1) 経営及び情報技術に関する資料の収集及び調査研究
- (2) ITコーディネータ制度に関する普及、その教育・研修実施支援
- (3) 関係機関・団体との連絡・協調
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

第5条 (会員の種類、資格)

本会の会員は、正会員及び個人賛助会員、団体賛助会員で構成する。

正会員は、ITコーディネータ、ITコーディネータインストラクタ及びこれと同等の知識・技術・経験を有する個人とする。

(2) 個人賛助会員及び団体賛助会員は、本会の趣旨に賛同し、活動に協力する個人または企業及び団体とする。

第6条（入会）

本会に、会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を提出し、代表理事の承認を得なければならない。

2 代表理事は、前項の申込者が前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は、第1項の入会申込者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第7条（入会金及び会費）

会員は、別途定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 会員は、本会に納入した入会金及び会費の返還を求めることはできない。

第8条（会員の資格の喪失）

会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 本会が解散したとき。
- (2) 退会したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 本人が死亡したとき。

第9条（退会・休会）

会員は退会しようとするとき、書面（メール、F a xを含む）による退会届を提出しなければならない。

2 会員は、任意の期間、休会することができる。休会の期間は会費を免除される。休会は書面（メール、F a xを含む）による休会届を提出しなければならない。

第10条（除名）

会員が次の各号の一に該当する場合は、理事会の議決により、これを除名することができる。但し、この場合には、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の会則、諸規定又は総会の議決に違反したとき。
- (2) 本会の目的、趣旨に反する行為があったとき。
- (3) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の運営に支障を及ぼすと認められたとき。
- (4) 会費を1年以上滞納したとき。

第4章 役員

第11条（種別及び定数）

本会に次の役員を置く。

代表理事 2名（正副）

理事 10名以内

監事 1名

第12条（選任等）

理事及び監事等は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 代表理事は、理事の互選により選任する。
- 3 理事の中から研修担当、会計担当及び広報担当を理事の互選により選任する。
- 4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

第13条（職務）

代表理事は、本会を代表し、会務を統括する。また、外部機関等の調整窓口とする。

- 2 理事は、理事会を構成し、会則及び総会の議決に基づいて会務を執行する。
- 3 理事（研修担当）は、会員の資質向上のための研修の企画・運営を行なう。
- 4 理事（会計担当）は、本会の会計事項を処理する。
- 5 理事（広報担当）は、ITコーディネータ協会の地区広報を担当する。
- 6 監事は、次の職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) 本会の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは会則に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

第14条（任期等）

役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選出された役員任期は、前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第15条（欠員補充）

理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充

しなければならない。

第16条（解任）

役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第17条（顧問及び参与）

本会に、顧問及び参与若干名を置くことができる。

第5章 会議

第18条（種類及び開催）

会議は、総会及び理事会とする。

3

2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、通常総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め召集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。
- (3) 監事から召集があったとき。

4 理事会は、毎年2回開催するほか、必要に応じて随時開催する。

第19条（構成）

総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は理事をもって構成する。

第20条（招集）

会議は、監事が招集する臨時総会を除き、代表理事が招集する。

2 会議を招集するときは、会議を構成する正会員又は理事に対して、会議の目的及び審議事項、日時及び場所を記載した書面（メールお、F a xを含む）をもって、開催の日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

第21条（会議に付議すべき事項）

総会には、次の事項を付議し議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 役員を選任又は解任
- (4) 会則及び施行細則の変更
- (5) 本会の解散または合併
- (6) 前各号のほか、理事会より付議された事項

2 理事会には、この会則に規定する事項のほか、次の事項を付議する。

- (1) 総会で議決した事項の執行に関する事
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第22条（議長）

総会の及び理事会の議長は、**原則**代表理事がこれに当たる。

第23条（定足数）

会議は、総会にあっては、正会員総数の3分の1以上、理事会にあっては、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

第24条（議決）

議事は、この会則に規定するもののほか、出席の過半数をもって決し可否同数のときは、議長がこれを決する。

2 正会員又は理事は、議決権の行使を、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席者に書面をもって委任することができる。

3 前項の場合における前条の規定については、その正会員又は理事は出席したものとみなす。

第25条（議事録）

会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者数付記）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1以上が署名、押印しなければならない。

第6章 運営組織

第26条（委員会及び部会等）

本会は、事業の円滑な運営を図るため、理事会の議決を経て、委員会及び部会等の運営組織を置くことができる。

2 委員会及び部会等の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、細則で定める。

第7章 資産及び会計

第27条（資産の構成）

本会の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

第28条（資産の管理）

本会の資産の管理は、理事会の定めるところによる。

第29条（経費の支弁）

本会の経費は資産をもって支弁する。

第30条（事業年度）

本会の事業年度は毎年8月1日に始まり、7月31日に終わる。

第31条（事業計画及び予算）

本会の事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに策定し、総会の議決を経なければならない。

第32条（事業報告及び決算）

本会の事業報告書及び収支決算書類は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に、年度末資産目録とともに監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

第8章 会則の変更及び解散、合併

第33条（会則の変更）

この会則は、総会において、正会員総数の2分の1以上の同意を得なければ、変更することができない。

第34条（解散、合併）

総会の決議に基づいて本会を解散もしくは合併する場合は、正会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

第35条（残余財産の帰属）

本会が解散もしくは合併するときの残余財産の帰属は、総会において正会員の4分の3以上の議決を経て選定する。

第9章 附則

第36条（施行細則）

この会則の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、細則で定める。

附 則

1. 本会の入会金及び会費は、次に掲げる額とする。

(1) 正会員入会金 0円 会費年額 10,000円

(2) 個人賛助会員入会金 0円 会費年額 10,000円

(3) 団体賛助会員入会金 0円 会費年額 50,000円

また、中途入会の場合の会費は、以下のとおりとする。

納付会費額＝入会月から会計年度末までの月数÷12×会費年額

例) 2月20日付けで入会する場合

納付会費額＝6ヶ月÷12×10,000円＝5,000円

会則の変遷

平成15年12月 日 制定

平成17年 8月31日 変更

平成27年 9月 2日 変更